

議案第 4 5 号

天理市個人情報保護条例の一部改正について

天理市個人情報保護条例の一部を次のように改正しようとする。

平成17年12月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市個人情報保護条例の一部を改正する条例

天理市個人情報保護条例（平成15年12月天理市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「委託」を「委託等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該管理に係る協定において、個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

第13条第 1 項中「受けたもの」の次に「又は指定管理者」を、「業務」の次に「又は公の施設の管理業務」を加え、同条第 2 項中「受託業務」の次に「又は管理業務」を加える。

第41条中「受託業務」の次に「若しくは管理業務」を加える。

第42条中「個人情報（公文書又は磁気テープ等に記録されているものに限る。）」を「公文書に記録された個人情報」に改める。

第44条中「10万円」を「5万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、第42条及び第44条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第44条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。